

法人事業税・外形標準課税Q&A

- 1 総論
- 2 報酬給与額
- 3 純支払利子
- 4 純支払賃借料
- 5 資本割
- 6 その他

1 総論

		ページ数
Q1	期首に資本金が1億円を超えていましたが、期中に減資を行ったため、期末では資本金が1億円以下となっている場合には外形標準課税の対象となりますか。	1
Q2	外国法人が外形標準課税の対象となるか否かはどのように判定しますか。	1
Q3	医療法人、共済組合、協同組合等の法人は、外形標準課税の対象となりますか。	1
Q4	単年度損益がマイナスです。付加価値額の計算はどのようになりますか。	1
Q5	棚卸資産等に含まれている報酬給与額、支払利子又は支払賃借料は、原則どおり損金計上した事業年度に計上するのですか。	2
Q6	会社更生手続の開始決定後、更生計画の認可決定に至るまでに複数事業年度に渡ったため、遅延損害金も複数事業年度にわたって計上した場合において、 1. 遅延損害金は支払利子となりますか。なる場合、どの事業年度に計上しますか。 2. 決定により、遅延損害金全額に係る債務免除を受けた場合、単年度損益はどのようになりますか。	2
Q7	外形標準課税に係る計算書、明細書、添付書類など、申告に必要な書類はどのようなものになりますか。	3

2 報酬給与額

Q 1	社内での作業を他の法人に請負契約により行わせている場合、支払い代金は外注費等となり給与に含めなくてもよいですか。	4
Q 2	法人が他法人から従業員の派遣を受けている場合、支払う派遣料の75%が法人の報酬給与額となりますか。	4
Q 3	労働者派遣契約を結んでいる場合に、派遣を受けた法人が派遣された労働者に係る交通費を実費で派遣された労働者へ支払う場合は、派遣料に別途負担する交通費を加えた金額の75%が当該法人の報酬給与額となりますか。	4
Q 4	当社は研修サービス専門会社ですが、教育研修に外部から講師を招いて顧客に派遣した場合の講師への支払報酬については、報酬給与額の算定上どう扱いますか。	5
Q 5	通勤手当や在外手当は、報酬給与額に含まれますか。	5
Q 6	従業員に対する現物給与は、報酬給与額に含まれますか。	5
Q 7	厚生年金基金に支払う掛金は、全額を報酬給与額に含めるのですか。	5
Q 8	労働災害保険、健康保険、厚生年金保険等の事業主負担分は、報酬給与額に含まれますか。	6
Q 9	福利厚生費は、報酬給与額に含まれますか。	6
Q 10	退職給付引当金に繰り入れた金額は、報酬給与額に含まれますか。	6
Q 11	出向者給与負担金の計算方法がわかりません。	7
Q 12	法人が、役員又は使用人を被保険者として傷害保険を契約し、当該傷害保険に係る保険料を支払っている場合、当該保険料は報酬給与額となりますか。	9
Q 13	法人が役員又は使用人の遺族に支払った弔慰金は、報酬給与額となりますか。	9
Q 14	建設業において、下請業者の事務負担軽減のため、独立行政法人勤労退職者共済機構に支払う退職金共済に係る掛金を、当社が下請業者の分も含めて一括して支払っています(共済証紙の購入)。この場合に、当社の報酬給与額となるのは、当社の従業者に係る部分のみであると考えてよいですか。	9
Q 15	建設業を営む法人が、当社の従業員をJVに出向させており、JVでは給与協定を定めていますが、実際に支給された給与額と差がある場合の報酬給与額はどのようになりますか。	10

3 純支払利子

Q1	手形を支払期日前に銀行で割引いて現金化した場合の手形割引料は、支払利子に含まれますか。	11
Q2	売掛債権をファクタリング会社へ譲渡したときのファクタリング費用は、支払利子に含めますか。	11
Q3	借入金の返済が遅れたため、通常利息に加え遅延損害金を支払いました。支払利子に含めますか。	11
Q4	銀行から受け取る預金利息を受取利子に算入する際、源泉所得税や利子割を含めた金額を算入するのですか。	11
Q5	国、又は地方公共団体等から受け取る利子補給金は受取利子に含めますか。	11
Q6	金融機関に対して支払うコミットメント・フィーは、支払利子となりますか。	12
Q7	固定資産税における前納報奨金は、受取利子に含まれますか。	12
Q8	信用取引における「日歩」、「逆日歩」、「株の借入料」はそれぞれ支払利子になりますか。	12

4 純支払賃借料

Q1	土地や建物の賃貸借契約と備品や機械設備の賃貸借契約が一つの契約である場合で、土地や建物の賃借料とその他の賃借料を区分していないときは、支払賃借料の計算はどのようになりますか。	12
Q2	飲料メーカーが自動販売機を設置するに当たり、土地や建物等の所有者に対し支払う「設置契約料」は、飲料メーカーの支払賃借料に該当しますか。 なお、当該設置契約は、月ごとの売上に比例した料金を支払うものであり、契約は1年ごと更新しています。	12
Q3	法人の設置する配管が県道を横断するために、県に対し支払う占用料は、支払賃借料に該当しますか。	13
Q4	海や川などについて、国や自治体に支払う占用料は、支払賃借料に該当しますか。	13
Q5	荷物等の保管料を支払う場合には当該保管料は支払賃借料に該当しますか。 また、荷物の出入庫サービス料や警備料が含まれている場合には、含めた額が支払賃借料に該当しますか。	13

Q 6	倉庫業(営業倉庫)の保管料収入は、受取賃借料に該当しますか。	13
Q 7	1年契約で毎週日曜日に限り事務所を借りる契約をしている場合は、支払賃借料に該当しますか。	14
Q 8	土地を1年契約で賃借し、駐車場として不特定多数の利用者に1か月未満の期間で使用させている場合に、土地の賃借料は支払賃借料に含まれ、一方駐車場使用料収入は受取賃借料に含めないでよいですか。	14
Q 9	個人事業主とフランチャイズ契約を結び、月ごとの売上に比例したロイヤリティのみを受け取っている場合、ロイヤリティは受取賃借料に該当しますか。	14
Q 10	土地や建物の賃貸借契約時に支払う更新料や敷金、保証金は、支払賃借料に該当しますか。	14
Q 11	月極で駐車場を借りている場合の賃借料は、支払賃借料に該当しますか。	15
Q 12	アパートを賃借し、社員に安価で賃貸している場合に、支払う賃借料はどのようになりますか。	15
Q 13	土地又は家屋の賃貸借契約で、契約期間満了前に退去する際には賃借人が違約金を支払う事となっている場合、当該違約金は支払賃借料に該当しますか。	15
Q 14	自ら所有する土地に仮設ハウスを借りて建てた場合の賃借料は、支払賃借料に該当しますか。	15
Q 15	タクシー会社が支払う、駅構内のタクシー乗り場に係る乗り入れ料は、支払賃借料に該当しますか。	15
Q 16	携帯電話会社がビル等の屋上や壁面に携帯電話会社のアンテナを設置する際に支払う設置料は、支払賃借料に該当しますか。	16
Q 17	A法人が、B法人のショッピングセンターに、いわゆる消化仕入契約を結んで入店している場合で、A法人は売上を売場使用料に相当する一定費用を控除しないで計上している(B法人からの受け取り額とB法人に支払った一定費用とを相殺せずに、それぞれ益金及び損金に計上している場合)が、B法人は売上から当該一定費用を控除して経理処理しているという場合、当該一定費用はA法人の支払賃借料及びB法人の受取賃借料となりますか。	16
Q 18	住宅メーカーが、住宅展示場に自社のモデル住宅を展示する際に、主催者に対して支払う出展料は、支払賃借料に該当しますか。	16
Q 19	A鉄道がB鉄道所有のC駅に乗り入れている。A鉄道は、B鉄道との間にC駅の共同使用契約を締結し、「共同使用料」を支払い、A鉄道の乗客がC駅の駅施設の全てを使用することができるようにしている。このときA鉄道がB鉄道に対し支払っている「共同使用料」は、支払賃借料に該当しますか。	17

5 資本割

Q1	特定子会社株式等の控除措置でいう「特定子会社」とはどのような法人ですか。	18
Q2	貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額のうち、特定子会社株式に係る投資損失引当金が計上されている場合、持株会社に係る資本圧縮措置の計算はどのように行いますか。	18
Q3	合併前に無償減資により欠損補填を行った法人が被合併法人となり、適格合併が行われた場合、合併法人が資本割において欠損てん補に充てた額を控除できますか。	18
Q4	3月決算法人が、20年1月の臨時株主総会で資本準備金取崩しの承認決議を受け、20年2月に債権者保護手続きを完了した。取崩し額のうち一部は直ちに資本の欠損のてん補に充て、残額は「その他資本剰余金」に計上した。20年3月の決算後、20年4月の定時株主総会で、「その他資本剰余金」の全額を当期未処理損失へ振替える損失処理の承認決議を受けた。 この場合、 1. 地方税法第72条の21が適用できますか。 2. 特例が適用できるのは20年3月期でしょうか、それとも21年3月期ですか。	18

6 その他

Q1	これまで当社は香港支店の所得が9割を占め、国内所得は繰越欠損金で控除されたため税額はゼロでしたが、外形標準適用後も算出方法は同じですか。	19
Q2	特定内国法人の付加価値額は、原則区分計算によるとのことですが、国内と国外の共通経費はどのように分けるのですか。	19
Q3	外国事業のあん分で、収益配分額や単年度損益を従業者数比率や売上比率であん分してよいのですか。	19
Q4	租税条約(所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と〇〇〇政府との間の条約)は、「所得に対する租税」に関するものであるため、条約における(国際運輸業に係る)相互免除等の対象として挙げられている事業税とは、所得割のみを指すということになるのですか。	19
Q5	租税条約により、国際運輸業所得について、法人の居住地国のみが課税することとされている場合で、相手国を居住地とする法人が日本国内において国際運輸業とそれ以外の事業を行っている場合には、当該法人の付加価値割及び資本割の課税標準の算定はどのようにすればよいですか。	20

Q6	付加価値割、資本割を分割するのは、税額を分割するのですか。	20
Q7	確定申告税額について法第72条の38の2第1項の徴収猶予の適用後、当該事業年度の所得が生じたことが判明し、修正申告、又は更正があった場合にはどうなりますか。	20
Q8	ある事業年度において新たにA県内に事務所を設置したX法人について、A県に対し法第72条の38の2第1項の徴収猶予の申請を行う場合においては、同項第1号の「3年前の日の属する事業年度」にA県に対し申告義務がないため、同号の要件に該当しないこととなるのですか。	20
Q9	ある事業年度において新たにA県内に事務所を設置したX法人(B県に主たる事務所を有し、C県及びD県に従たる事務所を有している。)は、B県及びC県には、毎事業年度確定申告書を提出していたが、D県には前事業年度確定申告書を提出していません。 X法人がA県に対し法第72条の38の2第1項の徴収猶予の申請を行う場合においては、法第72条の38の2第4項の規定により、同条第1項の適用はないものとなるのですか。	21
Q10	徴収猶予を受けるための要件にある「所得のない法人」とは、各事業年度の所得が赤字である法人に限られるのですか。	21
Q11	延滞金、加算金又は還付加算金の計算はどうなるのですか。	21
Q12	延滞金、加算金又は還付加算金の計算の端数処理はどうなるのですか。	22
Q13	過少申告加算金及び不申告加算金並びに重加算金の対象税額は、修正申告等により所得割が増加した額を限度として算出するのですか。	22

1 総論

Q1	期首に資本金が1億円を超えていましたが、期中に減資を行ったため、期末では資本金が1億円以下となっている場合には外形標準課税の対象となりますか。
----	---

外形標準課税の対象となるか否かは、事業年度終了の日の現況によって判定することとしているため、期首の資本金が1億円を超えていた場合であっても、期末時点で資本金が1億円以下となっていれば、外形標準課税の対象とはなりません。

(法72の2)

Q2	外国法人が外形標準課税の対象となるか否かはどのように判定しますか。
----	-----------------------------------

外国法人についても内国法人と同様に、事業年度終了の日に資本金が1億円を超えているか否かにより、外形標準課税の対象となるか否かを判定します。

この場合の外国法人の資本金は、当該事業年度終了の日の円換算額によります。

(通知1の2)

Q3	医療法人、共済組合、協同組合等の法人は、外形標準課税の対象となりますか。
----	--------------------------------------

医療法人、共済組合、協同組合等の法人は外形標準課税の対象とはなりません。

(法72の2)

Q4	単年度損益がマイナスです。付加価値額の計算はどのようになりますか。
----	-----------------------------------

単年度損益がマイナスの場合は収益配分額から単年度損益を減算します。

単年度損失が、収益配分額を上回る場合には、当該事業年度の付加価値額はゼロとなります。

繰越控除の規定はありませんので、翌期の申告時に前期のマイナス分を控除することはできません。

(通知4の5の1)

Q5	棚卸資産等に含まれている報酬給与額、支払利子又は支払賃借料は、原則どおり損金計上した事業年度に計上するのですか。
----	--

報酬給与額、支払利子、支払賃借料は、法人税の所得の計算上損金の額に算入される事業年度となります。

例外として、報酬給与等が棚卸資産等として新たに資産計上されている場合には、支出される事業年度で計上します。

(令20の2の2、)

Q6	<p>会社更生手続の開始決定後、更生計画の認可決定に至るまでに複数事業年度に渡ったため、遅延損害金も複数事業年度にわたって計上した場合において、</p> <p>1. 遅延損害金は支払利子となりますか。なる場合、どの事業年度に計上しますか。</p> <p>2. 決定により、遅延損害金全額に係る債務免除を受けた場合、単年度損益はどのようになりますか。</p>
----	--

1. 遅延損害金は、法人税において損金の額に算入される事業年度の支払利子となります。

(通知4の3の8)

2. 債務免除益は、決定のあった事業年度の単年度損益の計算において、益金の額に算入されます。なお、繰越控除(法人税法第59条)の適用に留意してください。

具体例(n年度、n+1年度の2か年にわたって遅延損害金を計上し、n+1年度に債務免除を受けた場合)で示すと以下のとおり。(債務免除益で支払利子を相殺しない。)

	n年度	n+1年度
損金の額に計上した遅延損害金	100	150
遅延損害金に係る債務免除益	0	250
その他の損益	30	140



単年度損益	130	40
支払利子	100	150

Q 7	外形標準課税に係る計算書、明細書、添付書類など、申告に必要な書類はどのようなものですか。
-----	--

外形標準課税に係る計算書、明細書、添付書類などで提出が必要なものは、以下の通りです。

→全法人に提出義務 →該当法人のみ提出義務 →提出義務なし

提出書類		提出先	
様式番号	様式名	主たる事務所 所在都道府県	その他の 都道府県
第 6 号 様 式	別表5	所得金額に関する計算書	
	別表5の2	付加価値額及び資本金等の額の計算書	
	別表5の2の2	付加価値額に関する計算書 (外国・非課税・その他事業に係る計算に関する明細書添付)	
	別表5の2の3	資本金等の額に関する計算書 (法附則9 の適用を受ける法人にあつては、資本の欠損のてん補、損失のてん補に充てた事実・金額を証する書類添付)	
	別表5の2の4	特定子会社の株式等に係る控除額に関する計算書 (令20条の2の19の金額に関する明細書、出資関係図添付)	
	別表5の3	報酬給与額に関する明細書	
	別表5の3の2	労働者派遣等に関する明細書	
	別表5の4	純支払利子に関する明細書	
	別表5の5	純支払貸借料に関する明細書	
添 付 書 類	-	貸借対照表	
	-	損益計算書	

申告書提出にあたっては、申告内容の確認を行うため、下記書類の添付をお願いします。

- (1) 販売費及び一般管理費明細、原価明細書
- (2) 法人税 別表4 「所得の金額の計算に関する明細書」
 別表5(1)「利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書」
 別表5(2)「租税公課の納付状況等に関する明細書」
- (3) 申告時に法人で作成された申告額算出資料

・第6号様式別表5の3、5の3の2、5の4、5の5については、申告に当たって作成した資料がある場合には、各欄の記載に代えて当該資料を明細書に併せて提出することとして差し支えありません。

・貸借対照表及び損益計算書等の添付書類は、記載金額は円単位で表示されたものを提出願います。

・上記申告書様式は千葉県ホームページで閲覧できます。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/zeimu/tetsuzuki/houjin.html#gaikeihyoujyunkazei>

2 報酬給与額

Q1	社内での作業を他の法人に請負契約により行わせている場合、支払い代金は外注費等となり給与に含めなくてもよいですか。
----	--

請負契約に基づいて支払う代金は、完成の対価であり原則として給与となりません。

ただし、請負契約が結ばれていても、当該業務の全部又は一部を請負法人と注文者である法人が一体となって行われていると認められるときには、直接雇用以外の方法により人材の提供を受けるもの(派遣)であるため、注文者である法人の報酬給与として取り扱うことになります。

(通知4の2の5)

請負と派遣の判断基準として昭和61年労働省告示37号「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」を参考にしてください。

Q2	法人が他法人から従業員の派遣を受けている場合、支払う派遣料の75%が法人の報酬給与額となりますか。
----	---

労働者派遣法26条1項に基づく派遣契約のみ派遣契約料の75%を報酬給与とするとされております。

この場合、労働者派遣をした法人は、報酬給与額から派遣労働者に支払う給与等の額を限度として、支払いを受けた派遣料の75%を控除できます。

労働者派遣契約に基づかない契約であっても、派遣と判断されるような場合の支払額は、報酬給与となります。

(通知4の2の15)

Q3	労働者派遣契約を結んでいる場合に、派遣を受けた法人が派遣された労働者に係る交通費を実費で派遣された労働者へ支払う場合は、派遣料に別途負担する交通費を加えた金額の75%が当該法人の報酬給与額となりますか。
----	---

派遣契約料に交通費が含まれている場合は、交通費を控除せず支払額で計算します。

派遣料とは別に交通費を負担する場合は、交通費を含めずに計算します。

(通知4の2の15)

Q 4	当社は研修サービス専門会社ですが、教育研修に外部から講師を招いて顧客に派遣した場合の講師への支払報酬については、報酬給与額の算定上どう扱いますか。
-----	---

所得税において、事業所得、一時所得、雑所得又は非課税所得とされるものは報酬給与額になりません。講師へ支払う報酬が給与所得とされる場合に報酬給与額に含まれます。

(通知4の2の3)

Q 5	通勤手当や在外手当は、報酬給与額に含まれますか。
-----	--------------------------

通勤手当のうち所得税において非課税とされる額に相当する金額については、実費弁償の性格を有するものであることから、報酬給与額に含めません。所得税において非課税とされる額を超える部分に相当する額は報酬給与額に含めます。

国外勤務者の在勤手当(在外手当)は、所得税において非居住者とされる場合であっても、実費弁償の性格を有する手当等を除き報酬給与額に含まれます。

なお、勤務する場所が恒久的施設(PE)に該当する場合は、当該手当(給与)は外国の事業に帰属する報酬給与額となります。

(通知4の2の3、4の2の4、4の2の8)

Q 6	従業員に対する現物給与は、報酬給与額に含まれますか。
-----	----------------------------

法人が役員又は使用人のために給付する金銭以外の物、又は権利その他経済的利益(現物給与)については、所得税において給与所得又は退職所得とされ、かつ、法人税の所得の計算上損金の額に算入される場合に限り、報酬給与額に含まれます。

(通知4の2の6(1))

Q 7	厚生年金基金に支払う掛金は、全額を報酬給与額に含めるのですか。
-----	---------------------------------

報酬給与額に含める厚生年金基金の掛金は、法人が事業主として基金に拠出する掛金及び徴収金です。いわゆる厚生年金代行部分(免除保険料)については、報酬給与額には含めません。

(令20条の2の4、4の2の9)

また、年金基金の事務費にあてるために拠出する掛金等については、報酬給与額には含めません。

(通知4の2の12)

Q 8	労働災害保険、健康保険、厚生年金保険等の事業主負担分は、報酬給与額に含まれますか。
-----	---

労働者災害補償保険法に基づく保険料、健康保険、厚生年金保険の保険料の事業主負担分は法定福利費であり、所得税法上の給与ではありませんので報酬給与額に含まれません。

厚生年金保険法の「厚生年金基金」の掛金で事業主負担分のうち、一部は報酬給与額に含まれます。(Q7参照)

また、任意に加入する保険の保険料等は、事業主の負担分が所得税で給与所得とされる場合には報酬給与額に含まれます。

(通知4の2の9(6))

Q 9	福利厚生費は、報酬給与額に含まれますか。
-----	----------------------

福利厚生費については、一般的には、所得税において給与所得又は退職所得とされないことから、報酬給与額には含まれません。

ただし、福利厚生費とされているものであっても、所得税において給与所得又は退職所得とされるべき金額は、報酬給与額に含まれます。

(通知4の2の3)

Q 10	退職給付引当金に繰り入れた金額は、報酬給与額に含まれますか。
------	--------------------------------

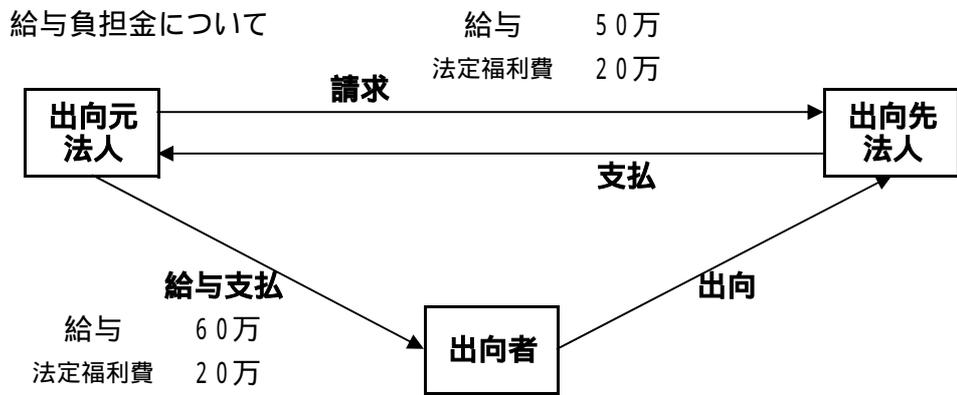
報酬給与額は、法人税の損金の額に算入されるものに限るとされております。

退職給付引当金に繰り入れた金額は、当該事業年度の法人税の所得の計算上損金の額に算入されないため、報酬給与額には含まれません。

ただし、退職金等として、実際に支払った段階で損金に算入された場合は、支払った事業年度の報酬給与額に含まれます。

(通知4の1の2)

Q 11 出向者給与負担金の計算方法がわかりません。

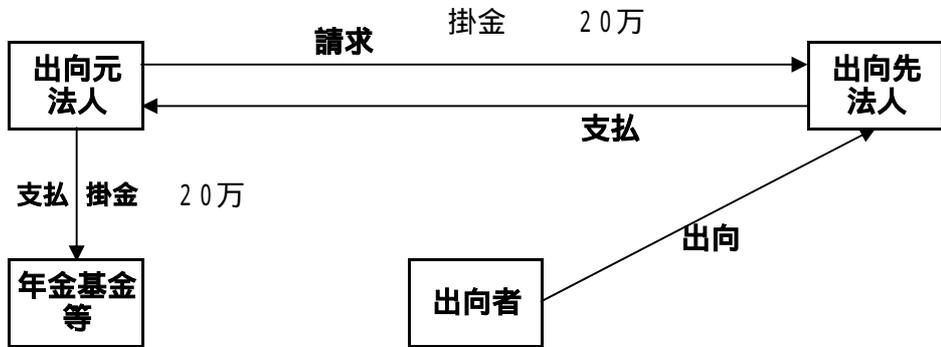


請求書に	出向元法人の計算方法	出向先法人の計算方法
明細・有	60万 - 50万 = 10万	50万
明細・無	60万 - 70万 = 10万 支払額を上限とし控除 報酬給与額としては、ゼロ	70万

明細・無・・・請求書の内訳が不明の場合(70万)

(通知4の2の14(1))

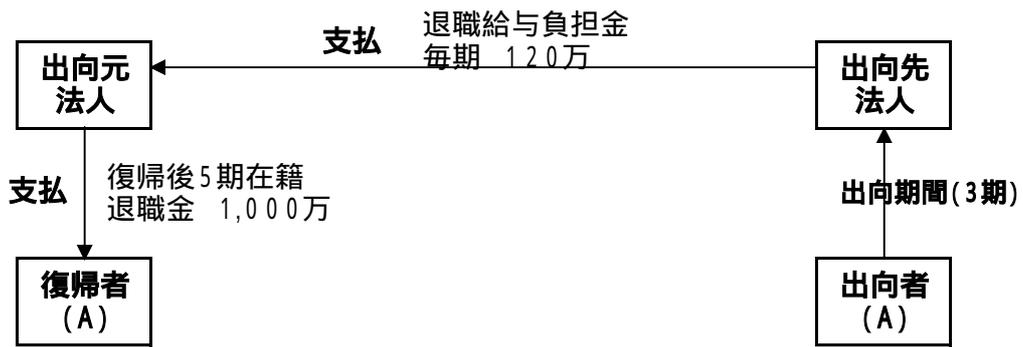
掛金負担金について



出向元法人の計算方法	出向先法人の計算方法
20万 - 20万 = 0万	20万

(通知4の2の14(3))

退職給与負担金について



出向元法人の計算方法	出向先法人の計算方法
1,000万	0万

出向先法人が支払った退職給与負担金については、出向先法人の報酬給与額として取り扱いません。

一方、実際に出向者に退職金を支払う事業年度において、当該退職金が出向元法人の報酬給与額となります。

(通知4の2の14(3))

Q 1 2	法人が、役員又は使用人を被保険者として傷害保険を契約し、当該傷害保険に係る保険料を支払っている場合、当該保険料は報酬給与額となりますか。
-------	--

当該傷害保険が、役員又は特定の使用人だけを対象としている場合の保険料は、所得税において当該役員又は特定の使用人の給与所得として取り扱われます。また、所得税で給与とされ、法人税で損金とされるものが報酬給与額に算入されます。

(通知4の2の7)

Q 1 3	法人が役員又は使用人の遺族に支払った弔慰金は、報酬給与額となりますか。
-------	-------------------------------------

弔慰金のうち、所得税において死亡した者に係る退職所得とされ、法人税において当該法人の所得の計算上損金の額に算入される額については、報酬給与額となります。

(通知4の2の3)

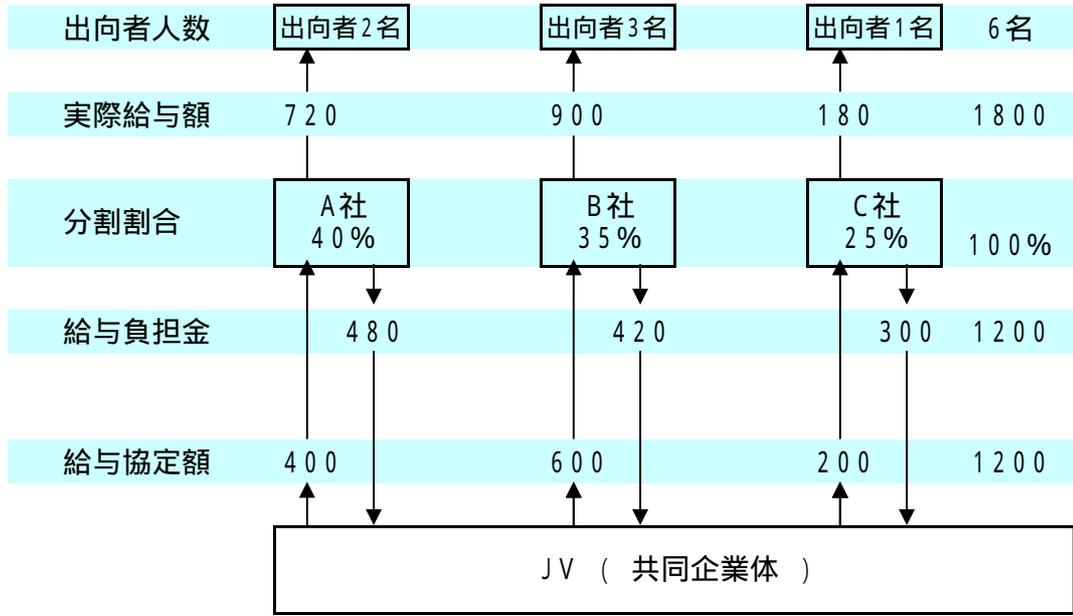
Q 1 4	建設業において、下請業者の事務負担軽減のため、独立行政法人勤労退職者共済機構に支払う退職金共済に係る掛金を、当社が下請業者の分も含めて一括して支払っています(共済証紙の購入)。この場合に、当社の報酬給与額となるのは、当社の従業者に係る部分のみであると考えてよいですか。
-------	--

貴社が支払う掛金のうち、下請業者の報酬給与額となる金額が明確かつ合理的に区分できる場合には、掛金の額から当該金額を控除した金額が、貴社の報酬給与額となります。

(令20の2の4)

Q15	建設業を営む法人が、当社の従業員をJVに出向させており、JVでは給与協定を定めていますが、実際に支給された給与額と差がある場合の報酬給与額はどのようになりますか。
-----	---

(例) 給与協定は1人当たり「200」とする。



	A社	B社	C社	計
分割割合	40%	35%	25%	100%
出向者人数	2名	3名	1名	6名
JVでの給与協定額 (@ 200) ×	400	600	200	1200
分割割合による 給与負担金の計(1200) ×	480	420	300	1200
実際支払った給与額	720	900	180	1800
報酬給与額 - +	800	720	280	1800

(通知4の1の4、4の2の16)

3 純支払利子

Q1	手形を支払期日前に銀行で割り引いて現金化した場合の手形割引料は、支払利子に含まれますか。
----	--

手形割引料は、受取手形を支払期日前に現金化することにより金融機関等から割り引かれるものであって、借入金に対する利息に相当するため、支払利子に含まれません。

(通知4の3の1)

Q2	売掛債権をファクタリング会社へ譲渡したときのファクタリング費用は、支払利子に含まれますか。
----	---

売掛債権を譲渡したときの債権金額と譲渡価額の差額は資産の譲渡から生じるものであって、負債から生じる利子とは性質が異なるため、通常は支払利子には含まれません。

ただし、譲渡の対象となる債権に償還請求権が付されている場合には、手形割引の場合と同様と考えられますので、支払利子に含まれます。

Q3	借入金の返済が遅れたため、通常利息に加え遅延損害金を支払いました。支払利子に含まれますか。
----	---

借入金の返済に係る遅延期間に応じ、一定の利率によって算定される遅延損害金についても、割り増し利息としての性質を有しているため、支払利息に含まれます。

(通知4の3の8)

Q4	銀行から受け取る預金利息を受取利子に算入する際、源泉所得税や利子割を含めた金額を算入するのですか。
----	---

銀行などの預貯金利息については、源泉所得税や利子割を含めた金額で受取利子とします。

Q5	国、又は地方公共団体等から受け取る利子補給金は受取利子に含まれますか。
----	-------------------------------------

利子補給金は、国又は地方公共団体が補給する金銭であり、補助金としての性質を有するものであるため、受取利子に含まれません。

Q6	金融機関に対して支払うコミットメント・フィーは、支払利子となりますか。
----	-------------------------------------

コミットメント・フィーは、手数料であり利子とは異なるため支払利子の対象にはなりません。

Q7	固定資産税における前納報奨金は、受取利子に含まれますか。
----	------------------------------

前納報奨金は、納付すべき租税を期日前に支払ったことに対する報奨金としての性質を有することから、受取利子に含まれません。

Q8	信用取引における「日歩」、「逆日歩」、「株の借入料」はそれぞれ支払利子になりますか。
----	--

「日歩」及び「逆日歩」は負債の利子であるため支払利子になります。「株の借入料」は、負債の利子ではないので支払利子にはなりません。

(通知4の3の1)

4 純支払賃借料

Q1	土地や建物の賃貸借契約と備品や機械設備の賃貸借契約が一つの契約である場合で、土地や建物の賃借料とその他の賃借料を区分していないときは、支払賃借料の計算はどのようになりますか。
----	---

備品や機械設備のような動産の賃借料は支払賃借料となりませんが、土地や建物の賃貸料とその他の賃借料を、区分していないときは、全額が支払賃借料となります。

(通知4の4の1)

Q2	飲料メーカーが自動販売機を設置するに当たり、土地や建物等の所有者に対し支払う「設置契約料」は、飲料メーカーの支払賃借料に該当しますか。 なお、当該設置契約は、月ごとの売上に比例した料金を支払うものであり、契約は1年ごと更新しています。
----	--

設置契約料は売上高に応じたものであっても、自動販売機を設置する土地又は家屋の使用の対価と認められる場合には、支払賃借料に該当します。

設置料、販売手数料、販売協賛金、ロケーションコミッション等、名称を問わず、該当します。

(通知4の4の6)

Q3	法人の設置する配管が県道を横断するために、県に対し支払う占用料は、支払賃借料に該当しますか。
----	--

当該占用料は、県道の土地使用の対価として支払うものであり、支払賃借料に該当します。

(通知4の4の2)

Q4	海や川などについて、国や自治体に支払う占用料は、支払賃借料に該当しますか。
----	---------------------------------------

河川占用、港湾占用及び海岸占用は土地の使用にあたりますので、河川占用料、港湾占用料、海岸占用料は、土地の使用を目的とした権利の対価として支払賃借料の対象となります。

なお、公有水面の利用は純支払賃借料の対象外ですが、土地・水面双方の使用を対象とし、かつ、その金額区分がないものについては、全額が支払賃借料となります。

Q5	荷物等の保管料を支払う場合には当該保管料は支払賃借料に該当しますか。 また、荷物の出入庫サービス料や警備料が含まれている場合には、含めた額が支払賃借料に該当しますか。
----	--

契約等において1か月以上荷物を預け、一定の土地又は家屋を使用又は収益していると認められますので、支払賃借料に該当します。

出入庫サービス料等については、契約等において明確かつ合理的に区分されていないときは、支払賃借料に該当します。

1か月以上の保管・・・個々の荷物の保管期間ではなく、一の契約等に係る荷物総体で判断し、実際の保管期間の他、保管がなくても、いつでも保管できる状態であれば、その期間も含まれます。

(通知4の4の8(5)、4の4の5)

Q6	倉庫業(営業倉庫)の保管料収入は、受取賃借料に該当しますか。
----	--------------------------------

契約上、一定の土地又は家屋を使用又は収益していると認められるので、支払側は支払賃借料に含み、受取側は受取賃借料に該当します。

なお、受取賃借料、支払賃借料とも1か月以上の保管契約に係るものです。

(通知4の4の8(5))

Q7	1年契約で毎週日曜日に限り事務所を借りる契約をしている場合は、支払賃借料に該当しますか。
----	--

契約が1年であっても、その使用期間が連続して1か月以上となっていないものは支払賃借料に該当しません。

(通知4の4の3)

Q8	土地を1年契約で賃借し、駐車場として不特定多数の利用者に1か月未満の期間で使用させている場合に、土地の賃借料は支払賃借料に含まれ、一方駐車場使用料収入は受取賃借料に含めないでよいですか。
----	---

土地の賃借料は支払賃借料に含まれますが、コインパーキングのように不特定多数の利用者に1か月未満の期間で使用させている場合の使用料は受取賃借料には含まれません。

(通知4の4の3)

Q9	個人事業主とフランチャイズ契約を結び、月ごとの売上に比例したロイヤリティのみを受け取っている場合、ロイヤリティは受取賃借料に該当しますか。
----	---

ロイヤリティについては、一般的には土地又は家屋の使用収益の対価ではなく、著作権や商標等の使用の対価にあたるため、受取賃借料には該当しません。

ただし、当該契約に基づき受け取る金額のうち、店舗の使用収益の対価の額が含まれている場合は、その分は受取賃借料に該当します。

Q10	土地や建物の賃貸借契約時に支払う更新料や敷金、保証金は、支払賃借料に該当しますか。
-----	---

土地又は家屋の賃借権等の設定に係る権利金は、一般的に借地権や借家権設定の対価であって、地代や家賃とは別個のものであることから、契約等により地代や家賃の前払分が含まれているものを除いて、支払賃借料に含まれません。更新料についても同様です。

また、敷金や保証金は、一種の預り金という性格を有し、法人税の所得の計算上も損金に算入されないことから、支払賃借料に該当しません。

ただし支払うべき賃借料を滞納した場合などの債務の不履行により、敷金から控除された金額については、支払賃借料に該当します。

(通知4の4の4)

Q 11	月極で駐車場を借りている場合の賃借料は、支払賃借料に該当しますか。
------	-----------------------------------

消費税においては、駐車場として土地を利用させた場合、土地の貸付けではなく施設の貸付けに該当する場合がありますが、法人事業税の付加価値額の算定に当たっては、駐車場の賃借料は土地の使用又は土地と一体となっている施設の賃借料に該当するため、支払賃借料に該当します。

(通知4の4の8(2))

Q 12	アパートを賃借し、社員に安価で賃貸している場合に、支払う賃借料はどのようになりますか。
------	---

法人が賃借している土地又は家屋を社員に社宅等として賃貸している場合には、法人が支払う賃借料は支払賃借料に、社員から支払いを受ける賃借料は受取賃借料に、それぞれ該当します。

法人が賃借したアパート等を安価で社員に賃貸している場合には、所得税において給与所得とされる場合がありますが、この給与所得とされた部分については、報酬給与額には含めないこととされています。

(通知4の4の8(1)、4の2の6(2))

Q 13	土地又は家屋の賃貸借契約で、契約期間満了前に退去する際には賃借人が違約金を支払う事となっている場合、当該違約金は支払賃借料に該当しますか。
------	---

中途解約による違約金は損害賠償金に近い性格を有しており、支払賃借料に該当しません。

(通知4の4の7)

Q 14	自ら所有する土地に仮設ハウスを借りて建てた場合の賃借料は、支払賃借料に該当しますか。
------	--

固定資産税上、家屋と認められる場合には、支払賃借料に該当します。

Q 15	タクシー会社が支払う、駅構内のタクシー乗り場に係る乗り入れ料は、支払賃借料に該当しますか。
------	---

常時一定台数の車輛が使用できるような場合は、支払賃借料に該当します。

Q 16	携帯電話会社がビル等の屋上や壁面に携帯電話会社のアンテナを設置する際に支払う設置料は、支払賃借料に該当しますか。
------	--

土地又は家屋の使用収益の対価と認められるため支払賃借料に該当します。
(通知4の4の1)

Q 17	A法人が、B法人のショッピングセンターに、いわゆる消化仕入契約を結んで入店している場合で、A法人は売上を売場使用料に相当する一定費用を控除しないで計上している(B法人からの受け取り額とB法人に支払った一定費用とを相殺せずに、それぞれ益金及び損金に計上している場合)が、B法人は売上から当該一定費用を控除して経理処理しているという場合、当該一定費用はA法人の支払賃借料及びB法人の受取賃借料となりますか。
------	---

消化仕入契約においては、商品の売上はいったんB法人に帰属し、その売上から一定割合を控除したものがB法人からA法人に支払われるという経理方法がとられていることが多く、控除される一定割合の部分について売場に係る賃借料が含まれていると考えられます。このような経理方法をとっている場合、賃借料相当額は、A法人及びB法人においても、法人税の所得の計算上、それぞれの損金の額及び益金の額に算入されていないため、A法人の支払賃借料、B法人の受取賃借料とはなりません。

ただし、賃借料相当分を区分し、法人税の所得の計算上、損金又は益金の額に算入する経理方法をとっている場合は、その法人の支払賃借料又は受取賃借料となります。

したがって、設問のような場合には、当該売場使用料に相当する費用は、A法人の支払賃借料となりますが、B法人の受取賃借料とはなりません。

(通知4の4の8(6))

Q 18	住宅メーカーが、住宅展示場に自社のモデル住宅を展示する際に、主催者に対して支払う出展料は、支払賃借料に該当しますか。
------	--

広報費、管理費等であると明確かつ合理的に区分できる部分を除き、支払賃借料に該当します。

Q 19	A鉄道がB鉄道所有のC駅に乗り入れている。A鉄道は、B鉄道との間にC駅の共同使用契約を締結し、「共同使用料」を支払い、A鉄道の乗客がC駅の駅施設の全てを使用することができるようにしている。このときA鉄道がB鉄道に対し支払っている「共同使用料」は、支払賃借料に該当しますか。
------	--

土地又は家屋の使用の対価と認められる金額が、支払賃借料に該当します。

5 資本割

Q 1	特定子会社株式等の控除措置でいう「特定子会社」とはどのような法人ですか。
-----	--------------------------------------

内国法人が発行済株式又は出資の総数の50%を超える数の株式等を直接又は間接に保有している会社をいいます。

発行済株式の総数は総数から自己株式等を控除したものとします。

(通知4の6の7)

(参考事例)

A社:発行済株式総数 100、自己株式 10

B社:保有するA社の株式 48

この場合、A社の発行済株式総数は、 $100 - 10 = 90$ 、B社が直接又は間接に保有するA社の株式は48であり、A社はB社の特定子会社になります。

Q 2	貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額のうち、特定子会社株式に係る投資損失引当金が計上されている場合、持株会社に係る資本圧縮措置の計算はどのように行いますか。
-----	---

総資産の帳簿価額及び特定子会社株式の額は、それぞれ投資損失引当金を控除する前の金額とします。

なお、特定子会社株式の帳簿価額は、税務上の帳簿価額をいいます。

(通知4の6の7)

Q3	合併前に無償減資により欠損補填を行った法人が被合併法人となり、適格合併が行われた場合、合併法人が資本割において欠損てん補に充てた額を控除できますか。
----	--

当該合併法人は「無償減資又は資本準備金取り崩しにより欠損てん補を行った法人」又は「剰余金を損失填補に充てた法人」にあたらないことから、合併法人の資本割の課税標準から被合併法人が欠損てん補を行った額を控除することはできません。

(法72の21 2、3)

Q4	<p>3月決算法人が、20年1月の臨時株主総会で資本準備金取崩しの承認決議を受け、20年2月に債権者保護手続きを完了した。取崩し額のうち一部は直ちに資本の欠損のてん補に充て、残額は「その他資本剰余金」に計上した。20年3月の決算後、20年4月の定時株主総会で、「その他資本剰余金」の全額を当期未処理損失へ振替える損失処理の承認決議を受けた。</p> <p>この場合、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地方税法第72条の21が適用できますか。 2. 特例が適用できるのは20年3月期でしょうか、それとも21年3月期ですか。
----	--

1. 資本準備金取崩しの目的が「資本の欠損のてん補」であることが確認できれば適用できます。
2. 資本準備金取崩しの効力は、20年2月の債権者保護手続完了により発生しています。取崩し額のうち直ちに資本の欠損のてん補に充てられた額については、欠損てん補が行われたのは20年2月であり、20年3月期から特例が適用できます。一方、「その他資本剰余金」に計上した額については、当期未処理損失への振替が20年4月であることから、欠損てん補が行われたのは20年4月であり、21年3月期から適用できます。

6 その他

Q1	これまで当社は香港支店の所得が9割を占め、国内所得は繰越欠損金で控除されたため税額はゼロでしたが、外形標準適用後も算出方法は同じですか。
----	--

所得割部分については、計算方法は変わっておらず従来どおりの算出方法です。付加価値額については、国内所得(1割)部分に係る収益配分額(報酬給与額、純支払利子、純支払賃借料)があります。また単年度損益は繰越欠損金を考慮しないので当該年度は収益配分額への加算要因となります。結果として、収益配分額と単年度益金を合計したものが付加価値額の課税標準となります。

なお、付加価値額は国内分と国外分の比率が所得額と同じ比率になるとは限りません。

資本割については、原則として、付加価値額の国内分と国外分の比率で按分することとなります。

(法72の22 ・令20の2の21)

Q2	特定内国法人の付加価値額は、原則区分計算によるとのことですが、国内と国外の共通経費はどのように分けるのですか。
----	---

合理的なあん分基準を用いることとされております。一例として国内・国外の売上比率や従業員数などの妥当な基準により計算します。

(法72の19)

Q3	外国事業のあん分で、収益配分額や単年度損益を従業者数比率や売上比率であん分してよいのですか。
----	--

所得課税時において、国内所得を計算していたわけですから、その所得計算に係る収益配分額(報酬給与額、純支払利子、純支払賃借料)と単年度損益を付加価値額とします。明確に区分できない共通経費などは合理的なあん分基準を用いて差し支えないとされていますので、売上比率等を用いてあん分しても差し支えありません。

(令20の2の17)

Q4	租税条約(所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と〇〇〇政府との間の条約)は、「所得に対する租税」に関するものであるため、条約における(国際運輸業に係る)相互免除等の対象として挙げられている事業税とは、所得割のみを指すということになるのですか。
----	--

外形標準課税導入後に締結された条約の規定において明確に所得以外の課税標準を排除していない限り、事業税全体について適用されます。

Q5	租税条約により、国際運輸業所得について、法人の居住地国のみが課税することとされている場合で、相手国を居住地とする法人が日本国内において国際運輸業とそれ以外の事業を行っている場合には、当該法人の付加価値割及び資本割の課税標準の算定はどのようにすればよいですか。
----	---

国際運輸業については、非課税事業に準じて取り扱ってください。

Q6	付加価値割、資本割を分割するのは、税額を分割するのですか。
----	-------------------------------

分割基準の分割対象は課税標準額であり、所得割は所得額、付加価値割は付加価値額、資本割は資本金等の額をそれぞれ端数処理し、各々の課税標準の総額を分基準により分割して更に端数処理したものを各都道府県の課税標準額として、これに税率を乗じて各都道府県の各割の税額を求め、各割の税額を合計して税額とします。

(法72の48)

Q7	確定申告税額について法第72条の38の2第1項の徴収猶予の適用後、当該事業年度の所得が生じたことが判明し、修正申告、又は更正があった場合にはどうなりますか。
----	--

徴収猶予の取り消し対象となります。

Q8	ある事業年度において新たにA県内に事務所を設置したX法人について、A県に対し法第72条の38の2第1項の徴収猶予の申請を行う場合においては、同項第1号の「3年前の日の属する事業年度」にA県に対し申告義務がないため、同号の要件に該当しないこととなるのですか。
----	--

法人がA県に対し、法第72条の38の2第1項の徴収猶予の申請を行うに事業年度以前にA県に対する申告義務がないことを理由に同項第1号の要件に該当しないとはいえません。

Q9	<p>ある事業年度において新たにA県内に事務所を設置したX法人(B県に主たる事務所を有し、C県及びD県に従たる事務所を有している。)は、B県及びC県には、毎事業年度確定申告書を提出していたが、D県には前事業年度確定申告書を提出していません。</p> <p>X法人がA県に対し法第72条の38の2第1項の徴収猶予の申請を行う場合においては、法第72条の38の2第4項の規定により、同条第1項の適用はないものとなるのですか。</p>
----	--

X法人がA県に対し当該事業年度の確定申告書を期限内に提出しており、当該事業年度以前にA県に対する申告義務がない場合において、D県に対して前事業年度確定申告書の提出がなかったことを理由にA県における法第72条の38の2第1項の適用がないとはいえません。

Q10	<p>徴収猶予を受けるための要件にある「所得のない法人」とは、各事業年度の所得が赤字である法人に限られるのですか。</p>
-----	---

徴収猶予を受けるための要件にある「所得のない法人」には、各事業年度の所得が赤字である法人だけでなく、繰越欠損金額の控除の結果、所得割の課税標準となる所得金額がない法人も該当します。

Q11	<p>延滞金、加算金又は還付加算金の計算はどうなるのですか。</p>
-----	------------------------------------

延滞金、加算金又は還付加算金の算定に当たっては、原則として事業税額全体(各割の合計額)又は過誤納金若しくは還付金全体(各割の合計額)を基礎として延滞金、加算金又は還付加算金を計算します。

ただし、延滞金又は還付加算金の計算期間が割ごとに異なる場合には、その計算期間が異なる割(当該期間が同一である2以上の割があるときは、これらの割を合算したもの)ごとに計算を行います。

Q12	延滞金、加算金又は還付加算金の計算の端数処理はどうなるのですか。
-----	----------------------------------

延滞金若しくは加算金の計算の基礎となる事業税額又は還付加算金の計算の基礎となる過誤納金若しくは還付金の端数処理については、原則として事業税額全体又は過誤納金若しくは還付金全体について行います。

ただし、延滞金の計算の基礎となる事業税額又は還付加算金の計算の基礎となる過誤納金若しくは還付金のうち、その計算期間が異なる割額がある場合には、その計算期間が異なる割額(当該期間が同一である2以上の割額があるときは、これらの割額を合算したもの)ごとに千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てることとして取り扱います。

Q13	過少申告加算金及び不申告加算金並びに重加算金の対象税額は、修正申告等により所得割が増加した額を限度として算出するのですか。
-----	---

所得割が増加した額ではなく、事業税額が増加した額を限度として算出します。